

川崎市立多摩病院施設等維持管理要綱

第1章 維持・管理方針

- 第1条 指定管理者は、川崎市立多摩病院（以下「多摩病院」という。）の基本理念、経営方針、運営方針、診療方針を踏まえ、常に医療環境の維持改善に努めること。
- 第2条 指定管理者は、施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の管理のため点検・整備のマニュアルを作成し、手順に添った業務を行い、その記録を残し、事故防止や設備機器の管理に努めること。
- 第3条 指定管理者は、防災・防犯のため中央監視室・防災管理室を設置し、警備員による24時間警備体制を敷き、患者・職員等の安全確保に努めること。
- 第4条 指定管理者は、衛生的な環境を維持し、定期的に清掃を実施すること。また、多摩病院の美観の維持に努めること。
- 第5条 指定管理者は、多摩病院が市民共有の財産であることを認識し、維持管理コストの削減に努めること。
- 第6条 指定管理者は、電力、水を中心とする使用実績を常に把握・解析しエネルギーコストの管理を行うと共に、多摩病院全体で省エネルギー啓発活動を行い、もって病院従事者のコスト意識を高めるよう努めること。
- 第7条 指定管理者は、現在及び将来にかかる管理体制・委託業者の変更にも対応できるように、各委託業務の正確な状況把握を行い、変更の際に医療サービスに支障をきたさず引継ぎができる体制を確立維持すること。
- 第8条 指定管理者は、健康増進法の趣旨に則り、施設内を禁煙とすること。

第2章 維持・管理体制

- 第9条 指定管理者は、第1章に定める基本方針により適正に維持管理を行うため、多摩病院内に必要な人員、機材及び物資を配置すること。
- 第10条 指定管理者は、多摩病院内に施設等担当部署を設け、施設や設備、備品、植栽等の良好な維持と管理に努めること。
- 第11条 指定管理者は、多摩病院内にかかる業者への一部委託業務に関し、各々の管理業務に最適な業者を選定すること。

第3章 施設等の維持・管理に係る報告業務

第12条 指定管理者は、川崎市の指定管理者指定後3ヶ月以内に、川崎市立多摩病院に係る維持管理計画書（以下「施設等維持管理計画」という。）を作成し、提出すること。

2 施設等維持管理計画は第1章及び第2章の規定を勘案して策定するものとし、これに定める項目は以下のとおりとする。

- (1) 維持管理に係る基本方針
- (2) 施設本体管理業務計画
 - ① 建物管理業務項目
 - ② 人員配置計画
 - ③ 配置ローテーション計画
- (3) 警備業務計画
- (4) 清掃業務計画
- (5) 駐車場管理業務
- (6) 植栽管理業務
- (7) その他維持管理のため必要な項目

第13条 指定管理者は、前条第1項により提出した施設等維持管理計画に沿って適正な施設等の維持管理に努めること。

第14条 指定管理者は、第12条第1項による施設等維持管理計画の提出後、実際の維持管理業務との間に重大な齟齬が生じた場合は、遅滞無く川崎市と協議すること。施設等維持管理計画の提出後、齟齬が生じることが予測しうる場合につき同様とする。

2 前項の規定に係る協議により施設等維持管理計画の変更が必要と認められる場合は、当該計画に係る変更計画（以下「変更計画」という。）を提出すること。

第15条 施設等維持管理計画は、川崎市への直近の提出（前条2項による変更計画の提出を含む。）から5年ごとに見直すこととし、見直しごとに川崎市に対し当該計画を提出すること。

第16条 指定管理者は、前条までの規定を除くほか、多摩病院の維持管理のため必要な場合は、遅滞無く川崎市へ報告し協議を行ったうえで適切な措置を行うこと。

附 則

この要綱は、平成18年1月23日から施行する。